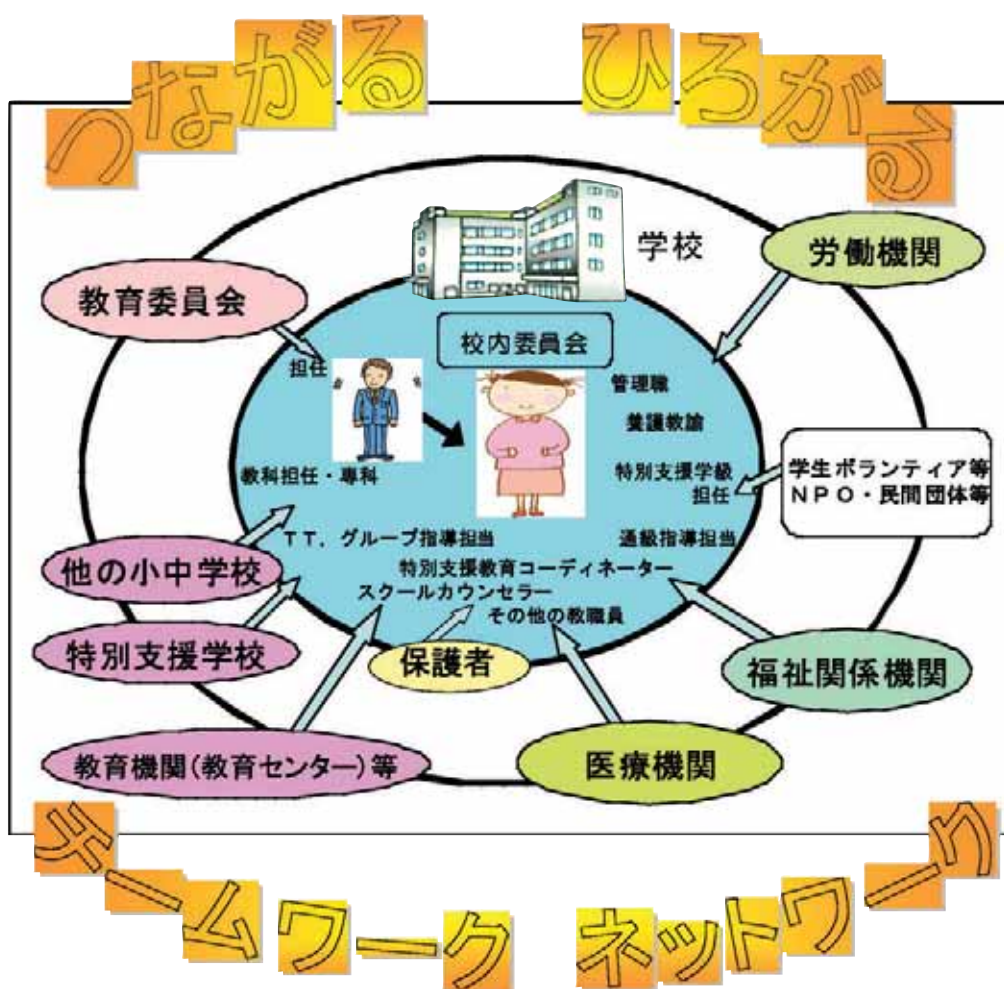


みんなで進める 特別支援教育



一人一人の教育的ニーズに応じた支援を ～ 個別の教育支援計画の作成と活用を通して～



平成19年3月

個別の教育支援計画とは、障害のある幼児児童生徒一人一人を関係機関(教育・医療・保健・福祉・労働等)が連携して効果的に支援するための計画です。

つまり、関係者が、本人及び保護者の願いや目標、支援内容、支援方法等の情報を共有したり役割分担したりして適切な支援をしていくための道具(ツール)です。

千葉県教育委員会

気付きから支援へ～個別の教育支援計画作成を通して～



学級で
子どもが困っている
教師が悩んでいる



ステップ1

学級担任が支援するために

ポイント

- ・困っていることの整理
- ・子どもについての情報収集
(本人・保護者の願い)
- ・具体的な支援の方法の検討

ここが大切です!

子どもの困っている様子等を整理します。
担任ができる支援内容を話し合います。
(例:シート1の活用)

- ・コーディネーターや他の先生
方に相談しながら行います。

学級担任だけでは十分に支援できない場合は、次のステップへ

ステップ2

校内で支援するために

(校内委員会での検討)

ポイント

- ・子どもの現状と支援の検討
- ・校内リソース(資源)の確認
- ・各リソースで支援できることの検討

ここが大切です!

校内委員会で、支援者と支援内容を話し合います。(例:シート2の活用)
個別指導計画作成します。
リーフレット裏面参照

- ・校内リソースを明確にし、それ
ぞれができることを検討します。

校内支援では十分に支援できない場合は、必要に応じて次の
ステップへ。 その際には、必ず保護者の同意が必要です。

ステップ3

校外の機関と連携して 支援するために

(外部機関を含めた校内委員会での検討)

ポイント

- ・必要としている支援の検討
- ・地域のリソース(資源)の確認
- ・助言を踏まえ校内リソースの再検討

ここが大切です!

保護者と連携し、地域の関係機関を交えた校
内委員会や支援会議を行います。この会議で、
話し合いのツールとなるのが「個別の教育支
援計画」です。(例:シート3活用)

- ・校内、地域のリソースに何を求
めるかを明確にして検討します。

シート1

シートの使い方

シート1の項目に沿って話し合い、子どもが困難に思っていること、背景を考えていきましょう。
 シート2の項目を検討することで、校内での役割が明確になります。
 シート3は、関係機関と連携した話し合いの際、活用します。
 ここで示したシート内容(項目)は、小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画を作成する際、必要と思われるものですが、記載しない内容があってもかまいません。また必要に応じて、項目を加えて活用してください。

シート2

*子どもの教育的ニーズを的確に把握するために、日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴くことが大切です。

左のステップは個別の教育支援計画作成までの流れの一例です。他にも、保護者の作成への要望からスタートするケースや、個別の支援計画を引継ぎ、それをもとに個別の教育支援計画を作成するケース等さまざまです。

一般的な個別の教育支援計画作成の手順

- 保護者や本人に個別の教育支援計画作成の趣旨や手続きの説明、作成に対しての同意
- 児童生徒の実態・ニーズの把握
- 実態やニーズに即した支援目標の設定
- 具体的な支援内容・支援機関等の明確化
- 評価や改訂・引継内容及び時期等の明確化

シート3は、シート1・2をもとに作成されるものです。

シート3

個別の教育支援計画Q&A

Q:個別の教育支援計画を作成する目的は何ですか？

A:障害のある幼児児童生徒の一人一人について、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した確かな支援を行うことを目的として作成します。教育だけでなく、医療、保健、福祉、労働等を含めた関係機関との密接な連携の上に成り立つ計画です。

Q:個別指導計画との違いは何ですか？

A:「個別指導計画」は、学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画です。

これに対して、「個別の教育支援計画」は、在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール(道具)となるものです。

【参考資料】「個別指導計画の作成とその実践」(平成13年)「個別指導計画実践事例集」(平成14年)

「LD・ADHD・高機能自閉症のある特別な教育的支援を必要とする子どものためのQ&A」(平成16年)

「特別支援教育指導資料集第1集」(平成19年)

千葉県教育委員会発行

Q:どのような児童生徒を対象に作成するのですか？

A:従来の特殊教育の対象の児童生徒に加え、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のあるすべての児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」を作成する必要があり、保護者の同意を得た児童生徒を対象とします。

LD等の障害の診断がされていない児童生徒であっても、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために特別な教育的支援を必要とすると思われる児童生徒も対象とします。

Q:作成する必要があるのは、どのような場合ですか？

A: 校外の関係機関と連携した支援が必要な場合
保護者から作成の要望があった場合
卒業後を見通した(または数年後を見通した)支援が必要な場合等です。

Q:作成するのは誰ですか？

A:実質的な作成者は、学級担任や特別支援教育コーディネーター等が中心です。しかし、個人に任せるのではなく保護者や関係機関との連携協力により、校内委員会や支援会議で検討していくことが必要です。特に保護者とは、作成・実施・評価の場面それぞれで常に共通理解を図っていきます。

Q:個別の教育支援計画には決まった様式がありますか？

A:千葉県では、個別の教育支援計画の様式については、地域の特別支援連携協議会で検討の上、市町村ごとに定めることとしています。なお、市町村での様式が定められていない場合は「小中学校における個別の教育支援計画作成の手引き」を参照してください。

このリーフレットは「小中学校における個別の教育支援計画作成の手引き」(千葉県教育委員会 平成19年)をもとに作成しています。手引きは、千葉県教育委員会ホームページでご覧になれます。また、事例ごとの個別の教育支援計画作成モデル案やシート記入上の留意点、シートの様式をダウンロードできます。